

改正

平成27年7月31日告示第95号

瑞浪市市民活動補償制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に活動の拠点を置く市民団体等が行う市民活動中の事故によって、当該活動中の参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合並びに市民団体の指導者等及びスタッフ若しくは市民活動の参加者が、負傷又は死亡した場合に瑞浪市市民活動補償制度（以下「補償制度」という。）をもってこれを補償することにより、市民活動の健全な発展を図るとともに地域社会の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民団体 市内に活動の拠点を置く自主的に組織された団体をいう。
- (2) 市民活動 市民団体が報酬（実費弁償又は謝礼を除く。謝礼とは、社会通念上のお礼程度の金額であり、労働の対価としての報酬でないものをいう。）を受けないで行う地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉活動、社会教育活動、災害救援活動等の継続的かつ計画的な公益性のある直接的活動で、別表第1に掲げるものをいう。ただし、政治、宗教及び営利を目的とする活動、職業として行う活動、学校、幼稚園又は保育園の管理下での児童、生徒又は園児の活動並びに海外での活動は除く。
- (3) 指導者等 市民団体において、市民活動の計画立案及び運営の指導者的立場にある者又はこれに準ずる者をいう。
- (4) スタッフ 市民団体の構成員又は市民活動の実施に伴ってその運営に従事する協力者をいう。（指導者等を除く。）
- (5) 参加者 指導者等及びスタッフ以外で市民活動に直接参加する者をいう。ただし、来場者、応援者その他市民活動に直接参加しない者を除く。
- (6) 熱中症等 熱射病、日射病、細菌性食中毒又はウイルス性食中毒をいう。
- (7) 特定疾病 外来の事故によらず突発的に発症した心筋梗塞、急性心不全等の急性心疾患又はくも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患をいう。
- (8) 一般疾病 熱中症等及び特定疾病以外の外来の事故によらず突発的に発症した疾患をいう。

(保険契約)

第3条 市長は、補償制度を実施運営するために、損害保険会社（以下「保険会社」という。）と損害保険契約（以下「保険契約」という。）を締結するものとする。

(対象となる事故)

第4条 補償制度の対象となる事故の種類及び意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 損害賠償責任事故 市民活動中に市民団体、指導者等又はスタッフの過失により、参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、市民団体、指導者等又はスタッフが法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。
  - (2) 傷害事故 市民活動中（市民活動場所と住居との間を、合理的な経路により往復する場合を含む。次号及び第4号において同じ。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故及び熱中症等で、市民活動中の指導者等、スタッフ又は参加者（これらの者にやむを得ずに同行した小学生以下の子、孫等を含む。次号及び第4号において同じ。）が、死亡し、又は負傷した事故をいう。
  - (3) 特定疾病事故 市民活動中に指導者等、スタッフ又は参加者が、特定疾病により死亡し、又は特定疾病を発症し、かつ、病院に搬送され、そのまま退院することなく30日以内に死亡した事故をいう。
  - (4) 一般疾病事故 市民活動中に指導者等、スタッフ又は参加者が、一般疾病を発症し、発症してから24時間以内に死亡した事故で、かつ、死亡原因となる疾患名が医師の診断により特定できるものをいう。ただし、急性アルコール中毒、麻薬中毒その他公序良俗に反する行為により発症したものを除く。
- 2 前項（第1号を除く。）の規定は、市（市が設立した法人及びこれに準ずる法人を含む。）が行

う事業又は活動のうち市民活動に類する活動（別表第2に掲げるもの）中に発生した事故について準用する。

（対象とならない事故）

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事故については、補償制度による補償の対象としない。

- (1) 次に掲げるものに係る損害賠償責任事故
  - ア 市民団体、指導者等又はスタッフの故意による事故
  - イ 戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的又は社会的騒じょうによる事故
  - ウ 地震、噴火、洪水、津波、高潮又は放射能汚染による事故
  - エ 指導者等又はスタッフの同居する親族に対する事故
  - オ 市民団体、指導者等又はスタッフが占有し、使用し、若しくは管理する車両又は施設外における動物に起因する事故
  - カ 施設の建設、改築、改造、修理等の工事に起因する事故
  - キ 狩猟による事故
  - ク その他第3条に規定する保険契約に係る保険約款（以下「約款」という。）により免責とされる事故
- (2) 次に掲げるものに係る傷害事故、特定疾病事故及び一般疾病事故
  - ア 指導者等、スタッフ又は参加者の故意若しくは重大な過失による事故
  - イ 戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的又は社会的騒じょうによる事故
  - ウ 地震、噴火、洪水、津波又は放射能汚染による事故
  - エ 指導者等、スタッフ又は参加者の疾病（熱中症等、特定疾病及び一般疾病を除く。）若しくは心神喪失による事故
  - オ 指導者等、スタッフ又は参加者の自殺行為、犯罪行為若しくは闘争行為による事故
  - カ むちうち症及び腰痛で医学的他覚所見のないもの
  - キ 指導者等、スタッフ又は参加者の無資格運転若しくは酒に酔った状態での運転による事故
  - ク 神輿（みこし）又は山車の疾走、回転、衝突等危険な行為を伴う祭礼において、当該危険な行為に起因する事故
  - ケ 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗、スキューバダイビング、海洋におけるヨット操縦その他これらに類する危険なスポーツに参加している最中の事故
  - コ スポーツ活動を目的としたスポーツ団体管理下のスポーツ活動（練習、試合、合宿、遠征中等）における参加者の傷害事故
- (3) 前2号に掲げるもののほか、約款により補償の対象とされていない事故  
（補償の種類等）

第6条 第4条第1号に規定する損害賠償責任事故に係る補償の種類及びその内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 身体賠償責任事故補償 参加者又は第三者の生命又は身体に係る損害賠償責任を負った場合に行う。
  - (2) 財物賠償責任事故補償 参加者又は第三者の財物（次号に掲げる財物を除く。）に係る損害賠償責任を負った場合に行う。
  - (3) 保管物賠償責任補償 市民活動中に預かり、又は保管している参加者又は第三者の財物に係る損害賠償責任を負った場合に行う。
- 2 前項各号に掲げる補償は、次に掲げる費用について行う。
- (1) 被害者に支払うべき治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業損失補償費、葬儀費、死亡若しくは傷害による逸失利益、慰謝料又は物の修理代その他これらに類する費用で、損害賠償金として支払うべきもの
  - (2) 第3条に定める保険契約を締結した保険会社の承認を得て支出した訴訟、仲裁、和解、調停等の手続きに必要な費用
  - (3) 損害発生若しくは損害の拡大防止のために必要又は有益であった費用

- (4) 保険会社が直接被害者と折衝を行う場合に保険会社に協力するために支出した費用
- 3 第4条第2号に規定する傷害事故に係る補償の種類及びその内容は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 死亡補償 指導者等、スタッフ又は参加者が、傷害事故を原因として当該事故の日から180日以内に死亡した場合に行う。
- (2) 後遺障害補償 指導者等、スタッフ又は参加者が、傷害事故を原因として当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じた場合に行う。
- (3) 入院補償 指導者等、スタッフ又は参加者が、傷害を受け、その治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念したときに行う。
- (4) 手術補償 入院補償が行われる場合、指導者等、スタッフ又は参加者が、その傷害の治療のため約款に定める手術を受けたときに行う。
- (5) 通院補償 指導者等、スタッフ又は参加者が、傷害を受け、治療が必要な場合において病院又は診療所に通い、若しくは往診により治療（骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等（シーネ固定等容易に取り外しが可能な固定器具を除く。）を常時装着した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に著しい支障が生じたと医師の診断等により認められた場合を含む。第8条第5号において同じ。）を受けたときに行う。
- 4 第4条第3号に規定する特定疾病事故に係る補償は、特定疾病事故を直接の原因として死亡した場合に行う。

（損害賠償責任事故の補償限度額）

第7条 損害賠償責任事故に係る補償金額は、次の各号に掲げる補償の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 身体賠償責任事故補償  
1人につき 1億円  
1事故につき 5億円
- (2) 財物賠償責任事故補償  
1事故につき 500万円
- (3) 保管物賠償責任事故補償  
1事故につき 500万円
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる補償金額のうち、市民団体が市民活動中に製造し、販売し、若しくは提供した財物が他人に引き渡された後にその品質、取扱い等によって生じた事故又は市民活動の作業が完了し、若しくは放棄された後にその作業の結果によって生じた事故に係る補償にあつては、それぞれ同項第1号及び第2号に定める1事故に係る補償金額を制度適用期間中（毎年4月1日午後4時から翌年4月1日午後4時までの期間をいう。）における限度額とし、同項第3号に掲げる補償にあつては500万円を制度適用期間中における限度額とする。

（傷害事故に係る補償金額）

第8条 傷害事故に係る補償金額は、次の各号に掲げる補償の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 死亡補償 当該指導者等、スタッフ又は参加者の法定相続人に対し500万円（熱中症等については300万円）を支給する。
- (2) 後遺障害補償 一時金として500万円（熱中症等については300万円）を限度として、障害の程度に応じて約款に定める率を乗じた額を支給する。
- (3) 入院補償 入院日数に応じ、当該負傷の日から180日を限度として、1日につき3,000円を支給する。
- (4) 手術補償 1回の手術に限り、手術の種類に応じて、約款に定める額を支給する。
- (5) 通院補償 通院日数に応じ、当該負傷の日から180日目に当る日までの間において90日を限度として、1日につき2,000円を支給する。

（特定疾病及び一般疾病事故に係る補償金額）

第9条 特定疾病及び一般疾病事故に係る補償金額は、死亡弔慰金として1人につき50万円を支給する。

（事故報告）

第10条 市民団体は、第4条に定める事故が発生し、かつ、市民活動補償制度の適用を受けようとするときは、速やかに市長に通報するものとし、当該事故の発生の日以後15日以内（市長が特に理由があると認めた場合を除く。）に瑞浪市市民活動補償制度事故報告書（様式第1号。以下「報告書」という。）により市長に報告しなければならない。

（証明書の交付等）

第11条 市長は、前条に規定する報告書が提出された場合において、報告書による事故が市民活動に起因して発生したものであると認めるときは、瑞浪市市民活動補償制度事故証明書（様式第2号。以下「証明書」という。）を保険会社に交付するものとする。

2 市長は、前項に定める場合において必要があると認めるときは、次条に定める瑞浪市市民活動事故判定委員会（以下「委員会」という。）に調査又は審査をさせ、意見を求めるものとする。

（委員会）

第12条 前条第2項の規定による意見聴取のため委員会を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長、委員及び臨時委員をもって組織する。

3 委員長は、まちづくり推進部長の職にある者を、副委員長は、総務部長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

（1）総務部総務課長

（2）秘書課長

（3）市民協働課長

（4）生活安全課長

5 臨時委員は、当該事業に係る市民団体の事務を所管する部及び課等の長その他必要と認める者をもって充てる。

6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

7 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

（委員会の会議等）

第13条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前条及び前3項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

（補償金等請求手続）

第14条 損害賠償責任事故に係る補償金の請求は、市民団体、指導者等又はスタッフが被害者との間で法律上の問題を解決した後、15日以内に補償金等請求書（以下「請求書」という。）に関係書類を添付して市長に提出するものとする。

2 死亡補償を伴う傷害事故に係る補償金及び弔慰金の請求にあたっては、指導者等若しくはスタッフ又は参加者の法定相続人が、死亡補償を伴わない傷害事故に係る補償金の請求にあたっては、指導者等若しくはスタッフ又は参加者が所定の請求書に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

3 前項の補償金を請求する場合において、第6条第3項第2号の補償に係る請求は当該障害の症状が固定した後に、第6条第3項第3号から第5号までの補償に係る請求は、傷害を負った日から180日を経過した日又は負傷が完治した日のいずれか早い日以降15日以内に行うものとする。

（補償金の支払）

第15条 市長は、前条の規定による請求があったときは、補償金等相当分を保険会社に保険金として請求し、保険会社は、請求者が指定した金融機関の口座に当該保険金を支払うものとする。

2 前項の手続きにより保険会社が保険金を支払ったことをもって、市長が補償金を支払ったものとする。

（支払通知）

第16条 保険会社は、前条の規定により当該保険金を支払ったときは、速やかに支払通知書を市及び請求者に通知するものとする。

（個人で行う公益活動に関する特例適用）

第17条 市民団体に属する個人が市民活動を行い、かつ、補償制度の特例適用を受けようとする者は、瑞浪市市民活動補償制度登録申請書（様式第3号）を市長に提出し、事前登録を行わなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出を受けた場合は、速やかに登録の可否について審議決定し、決定後、瑞浪市市民活動補償制度登録審査決定通知書（様式第4号）により通知するとともに個人活動登録者名簿に掲載しなければならない。

（補償制度に係る事務の所管）

第18条 第10条に定める報告書の受付等に関する事務は、当該市民団体等に係る事務を所管する課等において処理する。

2 補償制度全般に係る事務及び委員会に係る庶務は、市民協働課において処理する。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補償制度の取り扱いについては、保険契約に適用される約款及び特約の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に発生した事故から適用する。

（制度適用期間の特例）

2 平成27年度に限り、この要綱の第7条に規定する制度適用期間については「毎年4月1日午後4時から」とあるのは、「平成27年4月1日午前0時から」とする。

（瑞浪市公共奉仕活動傷害見舞金支給要綱の廃止）

3 瑞浪市公共奉仕活動傷害見舞金支給要綱（昭和53年訓令甲第2号）は、廃止する。

（経過措置）

4 この要綱の施行の前日に発生した事故については、なお従前の例による。

附 則（平成27年7月31日告示第95号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

活動名	活動の内容
地域社会活動	自治会活動、まちづくり活動、防犯活動、防火・防災活動、清掃活動（道路、河川、公園、排水溝その他公共又は公共的施設の清掃）、資源ゴミの回収、草刈り、リサイクル運動、交通安全活動、不法駐車駐輪追放活動、害虫防除・駆除の環境衛生活動、献血奨励、市民検診手伝い等の地域保健、衛生活動、盆踊り、地域の運動会、広報の配布、回覧掲示板取付け、活動のための研修、募金活動、市民祭り、PTAが行う公益活動及びこれらの活動のための準備活動その他これに類するもの
青少年健全育成活動	子ども会活動、ボーイスカウト、ガールスカウト等地域の青少年団体等の指導育成活動、非行防止パトロール等の活動（準備活動を含む。）その他これに類するもの
社会福祉活動	社会福祉施設援護活動（建物の修理、樹木等の手入れ・清掃、リハビリテーション訓練の手伝い、行事手伝い、習い事指導、慰問、通園の送迎の介助、託児、カウンセリング、点訳、リーディングサービス、手話等）、在宅高齢者、身障者等のホームヘルプ、ガイドヘルプ、手話通訳、就労・社会復帰のための援護活動及びこれらの活動のための準備活動その他これに類するもの
社会教育活動	スポーツ・レクリエーション活動、スポーツ大会、健康体操等、文化活動、社会見学、講演会・講習会・研修会・研究会等の開催運営その他これに類するもの
災害救援活動	災害発生の際の復旧、救助、救護、救援、後方支援等の活動（がれきの撤

	去、物資の仕分け、避難所の管理、輸送、警備等)、友好姉妹都市や災害協力協定締結市への救援活動その他これに類するもの
--	---

別表第2 (第4条関係)

活動名	活動の内容
地域社会活動	ごみ減量運動、市内クリーンキャンペーン、河川清掃、防火・防災訓練その他これに類するもの
青少年健全育成活動	非行防止パトロール、見守り活動その他これに類するもの
社会福祉活動	高齢者等の見守り活動その他これに類するもの
市からの委嘱又は依頼による会議等への参加活動	公共施設維持管理里親制度実施者、環境美化活動、夢づくりチャレンジ研究室その他これに類するもの

様式第1号 (第10条関係)

様式第2号 (第11条関係)

様式第3号 (第17条関係)

様式第4号 (第17条関係)